

広島県告示第七百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十六年十二月十五日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年十二月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道一八五号	三原市幸崎能地四丁目三五〇六番一地从から 三原市幸崎能地四丁目甲三二六七番一〇地先まで	平成二六年二月一日